

鹿 児 島 県 浄 化 槽 事 務 取 扱 要 領



平成 2 7 年 7 月
鹿 児 島 県

(2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- エ 構造計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1 m²につき50kNを超える場合は、原則として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により、構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては、オ～クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し

3 市町村の経由

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては、市町村は、次の事項について指導し、留意すべき事項があるときは、設置者又は申請者に意見を付するものとする。

- (1) 生活排水処理計画に基づく指導
- (2) 合併処理浄化槽設置推進要綱等に基づく指導
- (3) 浄化槽整備事業に基づく指導
- (4) 放流先等その他

4 変更届等

浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の手続を行うものとする。

(1) 浄化槽の構造又は規模の変更の場合

浄化槽の構造又は規模の変更(2)の軽微な変更を除く。)をしようとする者は、「第1節1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書」(以下「設置手続」という。)の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽変更届出書(別記第5号様式)」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途建築基準法第6条第1項の規定に基づく計画変更申請書を建築主事に提出するものとする。

なお、浄化槽工事に着手する前において、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)により届け出た工場生産浄化槽の機種の変更をしようとする者は、変更の内容に係る図書を添付の上、(2)の軽微な変更の手続きによることができる。

(2) 共同省令第2条で規定する軽微な変更等の場合

共同省令第2条で規定する浄化槽の構造又は規模の軽微な変更をしようとする者は、設置手続の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽設置届出事項変更届出書(別記第6号様式)」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途鹿児島県建築基準法施行細則(平成元年鹿児島県規則第5号)第8条の規定に基づく設計変更届出書を特定行政庁に提出するもの

とする。

なお、浄化槽技術管理者及び浄化槽管理者に係る変更については、「第5章第1節1 浄化槽管理者の遵守事項」の(8)又は(9)の規定による。

(3) 設置届出書等提出後に浄化槽の設置を中止した場合

浄化槽の設置届出書等を提出した者が、当該浄化槽の設置を中止した場合は、設置手続の1の規定に準じて、浄化槽設置中止届出書（別記第7号様式）を提出するものとする。

5 使用休止（再開）届

浄化槽設置者又は浄化槽管理者は、浄化槽の使用を1年以上休止する場合は、その日から30日以内に、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて浄化槽使用休止届出書（別記第8号様式）を3部（地域振興局保健福祉環境部等、指定検査機関用、設置者用）、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとし、使用を再開するときも同様とする。

6 使用廃止届

浄化槽設置者又は浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止する場合は、その日から30日以内に、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて、浄化槽使用廃止届出書（別記第9号様式）を3部（地域振興局保健福祉環境部等、指定検査機関用、設置者用）、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとする。

7 台帳整備

地域振興局保健福祉環境部等は、管内の浄化槽台帳を備えるものとする。

第2節 設置場所等

浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。

1 設置場所

- (1) 規模及び処理方式に十分対応できる敷地があること。
- (2) 雨水等により冠水しない場所であること。
- (3) 放流先まで浄化槽の機能に支障がないように放流できる場所であること。
- (4) 飲用井戸から5m以上離れていること。
- (5) 建築基準法第42条に規定する道路及び河川法第6条に規定する河川区域でないこと。
- (6) 浄化槽は、屋外に設置するものとし、やむを得ず屋内に設置する場合は、維持管理上支障のないような空間を設けること。ただし、食品等を扱う施設等については、屋内の設置は認めない。
- (7) 公共下水道又は流域下水道の処理区域でないこと。

2 放流先

- (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
- (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
- (3) 適当な放流先がない場合
適当な放流先がなく、放流水を地下浸透又は蒸発散させる場合は、次によるものとする。

